

<p>老人福祉法</p>	<p>① 市が実施する高齢者訪問調査に協力。その中で、訪問希望者を把握。また、老人クラブの集まりや近所からの情報で、支援を必要とする高齢者を発見する。</p> <p>② 支援を必要とする高齢者宅を家庭訪問し、状況、本人の希望等を把握し、福祉サービスの情報提供を行う。</p> <p>③ 本人に同行し、福祉サービスを提供する関係機関へ行く。</p> <p>④ サービスを決定する機関の調査等に立ち会う。</p> <p>⑤ 本人がサービスを選ぶ際に、わかりやすく説明を行い、サービス受給につなげる。</p> <p>※ 市役所から一人暮らし高齢者等の情報提供や、支援の要請を受けたことはない。</p> <p>※ ケアマネジャーなどから支援の要請を受けたことはない。そのため、民生委員・児童委員の職務について、正しい理解を得るため民生委員児童委員協議会でケアマネジャー対象に研修会を開催し理解を深めてもらったところ。</p>
<p>児童福祉法</p>	<p>① 虐待の通告を受けた児童相談所から、対象児童の世帯を訪問するよう要請が来る。</p> <p>② 要請を受けて家庭訪問し、家庭の状況や親子の様子、近所からの情報を収集し、児童相談所へ報告する。</p> <p>③ 保護を必要とする等状況が深刻な場合は、主任児童委員へつなぎ、児童相談所が中心となり、保護を行うまでの支援を行う。</p> <p>※ 児童相談所から、保護をしたもしくは保護が解除された児童について、支援の要請があると、見守り活動を行う。</p> <p>※ 定期的な小中学校等との連絡会の場で、不登校児等の情報提供を受け、家庭訪問し、相談に応じた交流の場等の情報提供を行うこともある。</p> <p>※ 市役所から支援の要請を受けたことはない。</p>
<p>身体障害者福祉法 知的障害者福祉法</p>	<p>① 養護学校や社協等が行う交流イベントなどのお知らせあるいは参加要請がくるので、そこに参加する。</p> <p>※ 支援を必要とする障害者等を発見した場合には関係機関(主に市の担当課)につなぐ。</p> <p>※ 市役所などから障害者世帯についての情報提供や支援要請を受けたことはない。</p> <p>※ 障害者に対するボランティア活動が活発であり、ボランティア団体が中心となって支援を行っている。</p>

*1 「見守り」: 新聞がたまっていないか、雨戸はあいているかを気をつけてみている。訪問し声をかける。近所の人にそれとなく気をつけてもらうように依頼する等。